

北海道循環型社会形成の推進に関する条例(仮称)骨子案についての意見募集結果

平成20年9月16日

北海道循環型社会形成の推進に関する条例(仮称)骨子案について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、1人、6団体から、延べ30件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方
北海道を、将来、どんな「循環型社会」にしていく事を目指して、新しい社会制度システムを創出していく考えなのか、道民一人ひとりが共通の基盤に立ち、確実に実行できる様、その思想と目指す姿を、条例にわかりやすく明記すべきである。	この条例は、北海道らしい循環型社会の形成に関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにし、道の施策の基本となる事項等を定めることにより、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定することとしています。そのための具体的な数値目標や施策につきましては、条例に基づく「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たって検討して参ります。 [B]
条例・計画・指針づくりに重点があるのではなく、それに基づくあたらしい独自施策が速やかに実行・実現されるシステム創りと、具体的な年次数値目標の設定と、その確実な進行管理の実現が大切なのではないか。	循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たって具体的な数値目標や確実な進行管理の実現について検討して参ります。 [C]
日本では中々進まない、本格的なバイオマスの利活用推進に向けて、本道行政の縦割りを廃し、本道独自の地球温暖化防止施策と、連動させた総合戦略を、この条例で明らかに示すことが必要ではないか。	北海道らしい循環型社会の形成の推進を目指して、本条例において「バイオマスの循環的な利用の推進」「連携の推進」「普及啓発の促進」を定め、バイオマスの利活用の推進を図ることとしています。具体的な施策の推進につきましては、今後「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]
循環型社会形成推進のための条例なのだから、排出後の循環資源対策だけではなく、本道の「入り口＝発生抑制」対策や、物資フロー対策にも踏み込んで、将来目指す姿を、具体的に道民に示すべきではないか。	「廃棄物等の発生及び排出の抑制」「循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置」を定め、循環型社会の形成推進を図ることとしております。具体的な施策の推進につきましては、今後「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]
北海道独自、全国初の、水循環の循環対策も盛り込むべきではないか。	「循環」は、この条例の対象である「廃棄物等」について「発生抑制」「循環的な利用」「適正処理」などに焦点を当てており、水循環については対象としていません。 [D]
条例骨子案は良く出来ている。	骨子の趣旨にご賛同いただいたものと理解させていただきます。 [C]

<p>循環型社会の形成に関する施策のうち道が主体的に実施できる施策について、優先順位をこれまでより上げ、財政上の措置、経済的措置を講じた上で、積極的に実行するという知事の決意を条例の中で明確に表現していただきたい。</p>	<p>第13条に「財政上の措置」を定め、道は、循環型社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。 C</p>
<p>条例の制定に当たっては、各自治体の意見を十分に反映すること。</p>	<p>道民の皆様からご意見を募集する際、道内全自治体にも同様に意見照会するなど道内自治体の意見を確認しながら、条例案の検討を行っています。 B</p>
<p>「循環型社会の形成に関する基本的施策」の条文化に当たっては、「～に関する施策の推進に必要な措置を講ずる。」など明確な表現とすること。</p>	<p>循環型社会の形成に関する施策の基本事項の重要性をかんがみて、条文化に当たっては「施策を推進するものとする。」と明確に表現することとします。 A</p>
<p>「循環型社会の形成に資する教育等の推進」の条文化に当たっては、「～の充実のために必要な措置を講ずる。」など明確な表現とすること。</p>	<p>循環型社会の形成に関する教育等の推進の重要性をかんがみて、条文化に当たっては「必要な措置を講ずるものとする。」と明確に表現することとします。 A</p>
<p>「財政上の措置等」の条文化に当たっては「～の充実のために必要な措置を講ずる。」など明確な表現とすること。</p>	<p>財政上の措置等の要否については、その必要性などを総合的に判断して個別に決定されるものであることから「努める」と表現することとします。 D</p>
<p>3 Rの推進について、北海道は、他の地域と比べ、最終処分場の確保は容易だが、地理的要因からリサイクルのための輸送費用が大きいと思う。 3 R促進のための施策として「循環資源の循環的利用」にとどまらず、「最終処分量の抑制」にまで踏み込んだ制度的枠組みづくり、支援の検討を願う。</p>	<p>「廃棄物等の発生及び排出の抑制」「循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置」を定め、循環型社会の形成推進を図ることとしていますが、具体的な施策の推進につきましては、今後「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 C</p>
<p>現行の「産業廃棄物処理事業者の優良性の判断に係る評価制度」は、その評価基準に「料金の提示方法」があるが、廃棄物を原燃料としてリサイクルする場合は、含有成分や性状等を十分に吟味した上で受入れの可否、及び処理料金を決定する必要があることから処理料金を一律に提示することは困難なのでこの項目の削除等緩和策をご検討願う。 また、セメント産業での廃棄物処理の特色（高温処理による安全性、大量処理性、二次廃棄物の発生がないこと等）に関して、新たな評価を期待する。</p>	<p>「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」につきましては、その評価基準が環境省令で規定されていることから、本条例における対応は困難です。 D</p>
<p>循環型社会ビジネスの振興について、「再生品の利用拡大、市場形成の促進」のみならず、「リサイクル事業者の新規開業機会の拡大、事業領域拡大の促進」に資する施策も盛り込むよう期待する。</p>	<p>「循環型社会の形成に寄与する産業の振興」として、道内の循環資源の循環的な利用を推進するため、各主体の連携の下、再生品の利用の促進等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業の振興を図ることとしておりますが、具体的な施策の推進につきましては、今後「循環型社会形成推進基本計画」を定めるに当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 C</p>

<p>道には、バイオマス利活用の推進に当たって、「支庁」単位ではなく、実質的な「経済圏」および「生活圏」を重要視して取り組んでいただきたい。</p>	<p>条例の基本計画として位置付ける「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たってご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]</p>
<p>「循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置」の条文化に当たっては、「～のよう、必要な措置を講ずる。」など明確な表現とすること。</p>	<p>循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置の重要性をかんがみて、「必要な措置を講ずるものとする。」と明確に表現することとします。 [A]</p>
<p>「再生品の認定等」の条文化に当たっては、「～のよう、必要な措置を講ずる。」など明確な表現とすること。</p>	<p>再生品の認定制度の普及に必要な措置については、その必要性などを総合的に判断して個別に決定されるものであることから「努める」と表現することとします。 [D]</p>
<p>「環境物品等の調達」の条文化に当たっては、「環境物品等の使用、調達を他の物品に優先して推進するため、環境物品等の使用、調達の推進に関する方針を定めること。使用、調達とは道自らが使用、調達する物のほか、公共工事に伴う資材などを含む。」と表現すること。</p>	<p>グリーン購入の推進に係る環境物品の調達については、既に公共工事に伴う資材などを含めていることから、ご意見の趣旨を踏まえたものとなっていると考えています。 [B]</p>
<p>「連携の推進」の条文化に当たっては、連携を図る主体に「支庁」を追加すること。</p>	<p>道の一組織である「支庁」を表示することは困難ですが、施策を効果的・効率的に推進するため、道庁と支庁はもとより「支庁間」の連携についても一層進めて参ります。 [B]</p>
<p>優良産業廃棄物処理業者の育成に当たっては、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の普及促進を図るべきと考える。</p>	<p>今後、産業廃棄物処理業者の育成を図るための施策を推進していく中で、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]</p>
<p>「道外産業廃棄物の搬入事前協議等」について、道内生活環境の保全からも、むやみな道外廃棄物の持ち込みが望ましくないことは当然だが、リサイクルを前提とし、生活環境への保全への影響が低い様なケースは、リサイクル産業の振興の観点からも、例えば、追加品目にかかる届出制等、搬入事前協議の緩和策の検討を願う。</p>	<p>具体的な制度の運用につきましては、今後施行規則の策定等に当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]</p>
<p>「事業計画書の提出」について、現行の設置手続きにおいては、特別管理産業廃棄物施設設置にかかる「周辺住民の個別同意取得」に代表されるような、民間事業者にとって非常にハードルの高いと思われる基準も盛り込まれている。条例化に当たって、他府県と同程度の手続きに変更となる様期待する。</p>	<p>具体的な制度の運用につきましては、今後施行規則の策定等に当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]</p>
<p>目的達成のため、例えば次のような具体的例を上げることが大切と思う。 ア バイオトイレの積極的活用 イ 畜産農家のふん尿対策補助策 ウ オガクズ需要の喚起</p>	<p>具体的な施策の推進につきましては、今後「循環型社会形成推進基本計画」の策定に当たって、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 [C]</p>

「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
環境生活部環境局循環型社会推進課
(循環調整グループ)
電話011-204-5196